

令和元年度 第2回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 令和元年7月5日（金）午後3時00分～午後5時00分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第3委員会室
出席委員 6名 類家委員長、関副委員長、倉田委員、鈴木委員、藤村委員、村岡委員
事務局 小笠原総合政策部次長兼政策推進課長、森林震災復興推進室長、尾崎主幹、中居主事

1. 開 会

司会

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第2回八戸市復興計画推進市民委員会を開催いたします。本日の会議でございますが、委員9名中6名にご出席いただいておりますので、八戸市復興計画推進市民委員会規則第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

また、本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただいて会議に入りたいと存じます。本日の資料は事前にお送りしております次第、資料1 平成30年度復興計画推進市民委員会意見への対応状況の「1.被災者の生活再建」、資料2 同じく意見への対応状況の「4.防災力の強化及び共通事項」、資料3 令和元年度復興施策シートの「1.被災者の生活再建」、資料4 同じく復興施策シートの「4.防災力の強化」、参考資料「平成31年市民アンケート調査報告書」、それから、本日お配りしております席図、委員名簿、資料5 事前質問・意見一覧表となっております。

また、大変恐縮ですが、資料2につきまして内容の修正がありましたことから、差し替えたものをお配りしております。修正箇所は6ページのNo20、対応状況の部分でございます。修正内容につきましては、審議の中でご説明させていただきます。

不足等がございましたら事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

なお、本日の委員会には、委員の皆様からお寄せいただいた事前質問等に係る担当課職員が同席しておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 委員長挨拶

司会

それでは、まず始めに、開会にあたりまして類家委員長からご挨拶をお願いいたします。

《委員長挨拶》

司会

ありがとうございました。それでは、議事に入りますので、類家委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、本日は今年度初めての施策の審議となりますので、本委員会の趣旨・目的について申し上げます。本委員会は八戸市復興計画の進捗状況や達成状況について、4つの基本方向毎に意見交換を行い、今後の方向性などについて毎年度意見書として取りまとめ市長に提出しています。市はこの意見書を踏まえ次年度以降の事業計画や予算編成への反映等に取り組んでおり、各意見への対応状況については、配付資料の八戸市復興計画推進市民委員会意見への対応状況に記載されております。委員会としては、このような意見への対応の積み重ねによって市の復興施策をより良いものにしていければと考えているところですので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件ですが、復興計画の4つの基本方向のうち、1.被災者の生活再建及び4.防災力の強化について審議を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。審議の進め方ですが、委員の皆様には前もって資料をご覧いただいたうえで事前にご質問やご意見をいただいておりますので、それらを取りまとめ各課の回答の要点を記載した、資料5事前質問・意見一覧表に沿って意見交換を進めて参りたいと思います。進め方につきましては、各案件の(1)(2)の項目ごとに、事前に提出された質問・意見について事務局及び各担当課からご回答いただき、委員の皆様はじめ担当課を交えながら意見交換をしていきたいと思っております。委員の皆様には、事前質問の他に本日新たにお気づきになられた点も含めまして大所・高所からご意見を出していただき、それらの意見を今年度の意見書として取りまとめしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は1.被災者の生活再建の終了後、担当課の方に入れ替わっていただく予定ですのであらかじめご承知おきください。

3. 審議案件

案件1「1.被災者の生活再建」について

(1)生活支援の充実

委員長

それでは、案件1、被災者の生活再建についてから審議を始めたいと思います。(1)生活支援の充実から確認してまいります。事前の質問の内容等について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

委員の皆様から事前に提出いただきました質問と意見をまとめた資料 5、事前質問・意見一覧表に沿って進めさせていただきます。また、併せて資料 1 の市民委員会意見への対応状況、資料 3 の復興施策シートもお手元にご用意ください。事務局から質問意見の趣旨を簡単に説明した後に担当課から回答していただく流れで順次進めさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

それでは(1)生活支援の充実につきましては、質問 1 件、意見 1 件をいただいております。まず、質問でございますが、資料 3 の施策シート、4 ページNo.17 の項目でございます。母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付について、ホームページの内容についてもう少し詳細に記載があるとわかりやすいのでは。貸付の具体的金額や貸付までの日数手順等についてお知らせいただきたいとのご質問でございます。子育て支援課から回答をお願いします。

子育て支援課

ご質問への回答ですが、わかりやすいホームページとするため、詳細な説明を掲載するように改善いたします。また、貸付の手順ですが、まず相談を受けて、申請、調査、審査、仮決定から本決定、貸付、償還という流れになるのですが、ご相談いただいてから大体 2～3 か月程度のお時間をみていただくようにということで最初のご相談をいただいた時にご説明をしております。貸付の具体的な金額ですが、貸付種類が 13 種類ありまして、その貸付の種類に応じて借りていただける限度額が異なっております。また、家計状況や今申しました 13 種類の資金それぞれの条件で異なっておりますので、まずご相談の中で個別の事情に合わせてお伝えするようにしております。そして母子父子寡婦ということで一人親の方が対象になるのですが、一人親の方には 8 月から児童扶養手当の現況届のヒアリング、これは直接市役所に来ていただき手続きをしていくのですが、その中でチラシでこういう貸付制度がありますよということも併せて周知をしております。

委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの回答に対してご意見はございませんでしょうか。A 委員、よろしいでしょうか。

A 委員

はい。

委員長

はい、わかりました。それではないようですので、次に事前意見の内容についてご説明をお願いいたします。

事務局

続きまして意見でございます。No.2 になります。施策シートの 9 ページ、施策を取り巻く

課題や論点からの意見でございます。内容は、被災者からの申請が減少してきており各種支援施策の周知が図られ自律的な状況が復旧してきていると思われる。今後も被災者の自立に至る支援をお願いしたい。また、被災者の支援体制は国・県・市等の関係機関の連携がとられているとのご意見でございます。政策推進課からコメントいたします。

政策推進課

ご意見をありがとうございます。現状につきまして課としてコメントを申し上げたいと思います。震災からの経過に伴いまして各種支援施策を利用される方は、ご指摘のとおりでございますが、減少傾向でございます。具体的には資料3の施策シート5ページ、No.20の事業とNo.21の事業、もしくは同じシートの8ページ、No.31の事業などが主な事業となるものでございますが、利用される方は減少傾向にあるということでございます。ただ一方で、支援を必要とされる方はまだ一定数いるものと考えておりますことから、引き続き被災された方が必要な支援を受けられますよう、庁内関係課及び関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

委員長

はい、ありがとうございます。ただ今のコメントに対してご意見はいかがでしょうか。B委員、よろしいでしょうか。

B委員

はい。結構です。

委員長

ないようでしたら次に移りたいと思いますが、今の(1)の生活支援の充実について、その他お気づきになった点やご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(2)住宅確保の支援

委員長

それでは、ないようですので、次に(2)住宅確保の支援にまいりたいと思います。事前質問の内容についてご説明をお願いします。

事務局

(2)住宅確保の支援でございます。こちらのほうでは質問1件、意見1件をいただいております。質問の1つ目、No.3でございますが、施策シートでいきますと11ページのNo2になります。公営住宅等の提供に関する質問でございます。一時入居住宅の提供に期限が設けられているが、居住先が決まらない場合の延長等の措置についてのご質問でございます。建築住宅課から回答いたします。

建築住宅課

ご質問の一時入居住宅の提供についてですけれども、公営住宅等に一時入居されている方は現在県営住宅 1 件のみで、市営住宅には現在一時入居されている方はおりませんが、一時入居住宅の期限延長につきましては、被災県からの依頼に基づき、随時延長の措置を取っているものでございます。なお、被災県では災害公営住宅の整備状況、被災者による自宅の建築修繕等の状況、また、原発事故に伴う避難指示解除の見通しなどを基に、国と協議の上、延長の判断をしているとのことでございます。

委員長

はい、ありがとうございました。これはB委員ですが、よろしいですか。はい、わかりました。それでは意見のほうについてお願いします。

事務局

引き続き意見にまいります。資料の 2 ページ目、No.4 でございます。施策シートでは 15 ページになります。施策を取り巻く課題や論点からの意見でございます。1 点目といたしまして、支援制度や相談体制は充実している。被災者の住宅確保支援を継続し、生活基盤の構築に努めて戴きたいとの意見でございます。続きまして 2 点目として、市の復興は公的なハード面は完了しつつあるものの、被災者住宅再建支援事業や被災者住宅再建支援制度利子補給補助金の実施状況等を見ますと、市民の実情はまだまだの状況であることが表れている。引き続き被災者の住宅再建にかかる事業を継続していただきたいとの意見でございます。こちらのほうは建築住宅課からコメントをお願いいたします。

建築住宅課

ご意見ありがとうございました。いただきましたご意見につきまして回答させていただきます。まず、当課で実施しております被災者住宅再建支援事業、また、被災者住宅再建支援制度利子補給等の補助事業につきましては、震災からの復興を目的とした県の補助金等を受け実施している事業でございます。復興計画期間でございます令和 2 年度まではそのまま継続してまいりたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。B委員とC委員からのご意見ですが、よろしいですか。その他ご意見ある方はいらっしゃいますか。

(3) 雇用対策の強化

委員長

ないようですので、(3) 雇用対策の強化について審議してまいります。質問について事

務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは雇用対策の強化のほうを進めさせていただきます。質問でございますが、一つ目 No.5 になります。こちらは、前年度の市民委員会の意見への対応状況に係るものでございます。資料でいきますと、資料1の3ページ、No.5です。意見の内容ですが、労働意欲のある高齢者や女性が、個人の希望や能力に応じて勤務日数や勤務時間を選べるような労働条件の確立に向けて企業等へ働きかける必要があるとのご意見でございます。こちらに対して、これまでの実施状況とこれからの具体策についてのご質問でございます。産業労政課から回答をお願いいたします。

産業労政課

まず、働き方改革に関してちょっと説明いたします。国では、労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現するために、働き方改革実現会議において働き方改革の実行計画を29年3月に決定しています。計画の目的は、長時間労働、女性・高齢者・障がい者の労働参加に関する問題等、我が国の雇用環境の問題に関して改革の道筋を示すために策定されたものとなっています。そして、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を実現する働き方改革の推進に向けて、資料記載のとおり本年4月より関連法が順次施行されている状況にあります。長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、企業における魅力ある職場づくりへの取り組みが、働く方々のワーク・ライフ・バランスの実現や人手不足解消につながると考えておりますことから、市では、働き方改革の概要や各種リーフレット、相談窓口の紹介をホームページで行っております。また、ポスターの掲示等で普及啓発に努めております。

また、女性・高齢者など多様な主体の活躍に向けては、厚生労働省の事業や県が開設しているセンターのセミナー事業の紹介を行っております。育児・介護、そして仕事との両立あるいは高年齢労働者の身体特性に応じた職場環境の整備や相談体制の充実が進むよう、今後も引き続き国・県・関係機関と情報共有を図りながら、各種取組の周知に努めてまいりたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。私からの質問でしたので、ちょっとお伺いしたいのは、スタートしたばかりなのでいろいろ啓発やら周知を進めていただいていることは承知しておりますが、今後おそらく働き方改革の中で改善の度合い、あるいは実施状況というのを把握していく必要があるのかなと思っておりますが、周知あるいは啓発していく中で、何か数値的なものの統計を継続的に取っていくようなことは考えておられますか。

産業労政課

働き方改革の取組主体が厚生労働省の青森労働局になります。ですので、私どもは情報を

得ながら啓発ということで間接的な情報発信に取り組んでおりますけれども、どのような具体的な数値で管理しているかというところについては私もまだ承知しておりませんでしたので、労働局とも情報共有して、その点を意識しながら今後取り組んでまいりたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。労働力がだんだん不足している中で働き方改革を国が進めているわけですので、労働局ともよく連携をしながら状況を把握していただくようお願いいたします。他にご意見ある方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて意見の6番に参ります。よろしく申し上げます。

事務局

それではNo.6に入らせていただきます。こちらのほうも意見への対応状況に係る質問になりますので、資料1、3ページのNo.6になります。昨年度の意見の内容でございますが、有効求人倍率の上向きは職場の選択肢が広まる点で好ましい一方、企業にとっては労働力不足により体力が低下してしまう懸念があることから、有効求人倍率を維持しつつ企業体力の維持発展につながる両者に調和のとれた施策に取り組む必要があるとのご意見でございます。これにつきまして、これまでの実施状況とこれからの具体策についてのご質問でございます。回答のほうはまず、商工課からお願いいたします。

商工課

企業体力維持に向けた企業の取組状況ということでまとめてございます。一つ目ですが、中小企業向けの融資の実施と信用保証料の補助ということで、融資については607件38億円。信用保証料補助は579件1億円となっております。二つ目、新商品の開発等の新事業活動に対する助成ということで3件470万円。三つ目、産学官共同研究開発に対する支援ということでこちら3件220万円となります。四つ目が創業・事業承継についての支援ですけれども、30年度に成立した承継が7件、こちらは八戸市が5件、圏域の町村が2件となります。五つ目、販路開拓に対する支援ということで、①展示会等の出展に対する補助は4件50万円ほど、また、②専門家の派遣等の支援ということで7件となっております。六つ目、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例ということで、八戸市の場合、該当するような投資をした場合に固定資産税を3年間0円にするということになっておりますけれども、30年度に認定した計画が30件で、これに基づく投資予定額が7億円余りとなっております。これらについては引き続き取り組んでいくこととしております。

事務局

続きまして、産業労政課から回答をお願いいたします。

産業労政課

有効求人倍率の状況ですが、直近の八戸管内の倍率は5月現在で1.47ということで、これは県内で最も高い状況です。27年8月以降連続して1倍以上という状況が継続しています。一方、有効求人倍率が高いということで企業の人手不足の状況も深刻になりつつあります。人材が集まらない要因としましては種々あろうと思いますが、求職者から企業が選択されないということが一つ。もう一つは、企業が求めるスキルを有するような人材が労働市場にいないということが問題なのかなと我々は考えております。一つ目の課題に対しては、求職者に提示する労働条件の改善。企業さんのご努力もあろうかと思えます。また、求職者に認知される情報発信。これについては市のほうでも取り組んでおります。二つ目の求めるスキルの人材を確保するという課題に対しては、会社さんには既存社員の能力向上とか、あるいは先ほど申し上げたような生産性向上の取組が必要だと思っております。

私ども産業労政課としては、課題に対するアプローチとして、人材獲得支援としては資料の記載のとおり、まず地元企業ファンづくりプロジェクトを実施して小学生から大学生が地元企業について学ぶ機会を提供しております。また、八戸市無料職業紹介所を開設し、企業の人材確保と求職者の早期就職支援やマッチングに努めております。さらに昨年度は、市内企業の認知度を高めるため、初めての取組でしたけれども、お子さんの就職に影響力があるであろうと思われる親世代の方々を対象にしたセミナーを開催しております。また、八戸市企業誘致促進協議会という外郭団体がございますけれども、そちらが主体となって、地元企業の紹介や八戸の暮らしに関する魅力をPRするガイドブックを学生向けに作成いたしましたして、大学や高専、実業高校等に配布しております。さらに八戸商工会議所と初めて連携いたしまして、首都圏に出向いての人材マッチングサロンを実施しております。何件か成果がございました。さらに地元のデーリー東北新聞社さんとも話をしながら、デーリー東北さんでやられるような取組を我々も情報提供いただきながら、それを絡めた事業展開ができないかということで、私どもも東京のマッチングサロンに参加してUIJターン就職の促進に取り組んでいるところです。

今年度も関係各機関において、いろいろガイドブック作成等々事業が予定されておりますので、情報共有を図るということで連絡会議を開催するなど、意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。私からの質問でしたので、先にお話をさせていただきます。まず商工課さん、大変詳細な数字をありがとうございました。ここ数年の傾向を知りたいと思っております。増えているのか減っているのかという部分だけでいいのですが、今わからないでしょうか。

商工課

金額的に大きな融資については、28年度までは件数は500件くらいで融資も30億円ちょっと。29年度30年度は39億円前後になっておりまして、2割くらい増えています。今

年度も6月末まで見てみますと昨年度と同じくらいの動きですので、中小企業の資金融資状況は旺盛なところがあるのかなと考えております。

委員長

ありがとうございました。産業労政課さんのお答えも、21年度からやっていると思うのですが、少しずつ生徒たちあるいは保護者の方々にも地元就職という選択肢がだんだん広がってきていると思いますので、今後さらに地元就職というのにも踏まえながら力を入れていただければありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。私からは以上です。ほかにご意見は。

C委員

先ほどの産業労政課の回答で、子の就職に影響力のある親世代へのセミナーというのがありました。これに対して学校の就職担当の先生方に対するアプローチみたいなのはどんなことをなさっているのでしょうか。

産業労政課

学校といいますと、我々は高校、大学のほうを主に考えているのですが、近年では実業高校だけではなくて、普通高校のほうにも企業を知ってもらう取組が必要だと考えておりまして、去年、今年も何校かから企業訪問ということで、行くことはできない場合もあるのですが、学校に来て講演してほしいとかそういうことの取次をやっておりますし、私どもも八戸市の概要とか地域にいいものがあるよというようなことをお知らせするようなセミナー等を行っております。

委員長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは続いて4ページの質問にまいります。ご説明よろしくお願いたします。

事務局

No.7になります。こちら昨年度の意見への対応状況に係る質問です。昨年度の意見の内容でございますが、地域における仕事不足が取り除かれているこの時期をとらえ、若手人材の地元定着に資する取組を強化する必要があるというものでございます。質問の内容でございますが、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業と移住支援金支給事業の活用状況についてのご質問。また、東京圏以外の地域からの移住者に対して移住支援金支給事業と同じような助成制度はあるかというご質問でございます。回答は産業労政課よりお願いたします。

産業労政課

県外からのUIJターンを希望する方々への交通費等の助成制度でございますが、市が28年度から行っている事業は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業と申します。28年度

の事業開始以来、本年6月末時点で就職された方は83名、ご家族を含めると144名となっております。83名の内訳を申し上げますと、事業開始初年度の28年度は6名が就職、次年度29年度は増えまして34名、昨年度は37名と過去最高となっております。今年度は現在のところ6名となっております。次に、移住支援金支給事業ですけれども、これは国が今年度から新たに開始した事業で、4月以降に八戸市に移住し、就業して3ヶ月経過後に申請可能となるため、現時点での申請はありませんが、問い合わせは数件、先ほど確認したところ9名からいただいております。この事業の目的は東京圏から地方へ移住を促進するためということと、中小企業における人手不足の解消を目的としております。要件についてかなり東京圏を意識したものですので、東京に住んでいらっしゃる方、東京で働いていらっしゃる方が対象となっております。ですから、これは全国一律ほとんどの自治体でやっているのかなと思っております。ご質問の東京圏以外の地域から当市へ来る方への助成制度ですけれども、従前から行っている、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業で対応してまいりたいと考えております。なお、八戸市以外が行っている支援制度ですが、青森県では、地域や年齢を問わず、UIJターン還流促進交通費助成ということで上限17,000円までの交通費を助成している事業もございますし、ハローワークにおいては、UIJターンを希望する雇用保険受給者を対象に移転費等の支給を行っております。

委員長

ありがとうございました。C委員、よろしいですか。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは意見に移りたいと思います。8番につきまして説明をお願いいたします。

事務局

意見No.8でございます。資料3、施策シートの19ページ、施策を取り巻く課題や論点からの意見になります。内容でございますが、有効求人倍率が高くなっており好ましい状況である。一方で人不足のマイナス要因のためにベンチャー企業やスタートアップ企業が生まれにくい環境にあるのではないかと。安価な地価など八戸市の利点を訴えながら、次世代を作り上げていく企業の誘致育成に継続して取り組んでいただきたいとのご意見でございます。産業労政課からコメントをお願いいたします。

産業労政課

当課は企業誘致を担当しておりますので、広い意味で企業誘致という観点でお答え申し上げますと、八戸市の産業の強みは多様な産業集積であります。これを促進するため積極的に企業誘致を展開しておりますが、近年では、製造業、IT・テレマーケティング関連産業の立地が進んでおります。また、環境・エネルギー関連産業、医療・航空機分野といった成長産業分野の企業誘致も推進しております。これら産業への地元企業の参入支援にも努めております。

委員長

はい、ありがとうございました。B委員、いかがでしょうか。

B委員

ありがとうございます。

委員長

よろしいでしょうか。それでは9番に移りたいと思います。

事務局

5 ページNo.9 でございます。こちらの方も施策シートの19 ページ、施策を取り巻く課題や論点に関するものでございます。内容でございますが、働きたい人と企業の働き方に乖離があり退職に至るケースもある。労働時間の緩和、求人者に沿ったような働き方についてさらに踏み込んで策を講じ、多様な働き方の構築や企業への理解促進がさらに必要であるとの意見でございます。産業労政課からコメントをお願いいたします。

産業労政課

ご質問のところで企業側の都合を押し付けられて退職に至るケースがあるということをお願いしておりますが、そういう事実があるのであれば大変残念なことでありまして、働き方改革の意義については先ほど申し上げましたが、そういう意味では、まだまだ企業側に働き方改革の趣旨が浸透していないということであろうと思いますので、私ども国・県と連携して、引き続き企業文化や風土の改善につながるように周知を徹底していきたいと考えております。市としては、各企業における魅力ある職場づくりへの取組が、働く方々のワーク・ライフ・バランスの実現につながると考えておりますことから、資料にありますような取組を今後も引き続き行いながら、労働環境の改善に関する取組の周知に努めてまいります。また、労働条件や労働環境に関する相談も市に時々寄せられることがありますので、その際には関係機関、労働基準監督署、労働局の労働相談所などに適切につないでいくということをご報告申し上げます。

委員長

ありがとうございます。A委員、よろしいでしょうか。

A委員

はい。

委員長

個人的に伺っていいでしょうか。実際に企業側の都合を押し付けるというのはどういうケースがあるのでしょうか。

A 委員

押し付けるというか、時間にどうしてもそぐわないというケースが結構、自分の働きたい時間と勤務時間、週の時間も含めてなのですが、そういうところがそぐわないというので、最初はそれで勤めていたのですが、どうしても無理があるということで、それならという、そういう相談もあったもので。

委員長

立場上そういう案件について統計などは取っておられるのでしょうか。

A 委員

アンケートは連合のほうで取っており、相談に関わることの統計というかそういうのを載せている冊子があります。

委員長

公表できる、できないというのは立場上のものがあると思うので、もし、統計的なものがあれば、傾向値としてお示ししながら、ガイドライン的なものが参考になると思います。

A 委員

はい、わかりました。

委員長

どうぞよろしく申し上げます。個人的な意見で申し訳ありません。それでは(3)の雇用対策の強化につきまして他にご意見ある方はございませんか。よろしいでしょうか。

(4) 暮らしの安心確保

委員長

それでは次に移りたいと思います。(4) 暮らしの安心確保ということで、質問からまいりたいと思います。10番につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

No.10 でございます。資料3、施策シート21ページのNo.4に関するご質問でございます。総合保健センターの整備に関して、県は実施主体に入らないのかとのご質問でございます。総合保健センター推進室からご回答お願いいたします。

総合保健センター推進室

(仮称) 八戸市総合保健センターでございますが、市の総合的な医療・健康対策の拠点施

設として整備するものでございます。八戸市及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、総合健診センターさん等の関係団体が整備するものでございまして、特に県関連施設の入居や県費の負担をいただくというのではございませんので、事業主体に県は入ってまいりません。

委員長

はい、ありがとうございました。C委員、よろしいですか。他にご意見なければ11番にまいります。よろしくお願いいたします。

事務局

No.11でございます。施策シート22ページのNo.7になります。災害時要援護者支援事業の推進に関しまして、災害時要援護者登録者数はますます増えていくと思われる。今後どのような対策を進めていくのかとのご質問でございます。福祉政策課から回答をお願いいたします。

福祉政策課

委員がおっしゃるとおり、高齢化が進んで登録者数も増えていくのではないかと考えております。災害時要援護者の支援につきましては、平素より民生委員の皆様主に協力いただきまして、すでにご登録いただいている方の登録情報の更新ですとか、新規登録者の掘り起こし等を進めていただいております。また、広報はちのへですとか、市の窓口においても制度の周知に努めているところでございます。さらに、ご登録いただいた方々の支援体制の構築を図るということで、災害時要援護者名簿を民生委員、消防本部、消防団、警察署などへ提供しているほか、自主防災組織や町内会からのご希望がありましたら、個人情報取り扱いについて定めた協定を締結していただいた上で名簿を提供しておりまして、災害時要援護者の方が地域の支援を受けながら避難できる仕組みづくりというものを進めているところでございます。今後におきましても、様々な機会をとらえて制度自体の周知をさらに図り、また、各種団体等と締結を進めてまいりますことで、地域の支援を受けながらより安全迅速に避難できる仕組みづくりというものを進めてまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。C委員、いかがですか。

C委員

今回の九州の大雨のテレビ報道などを見ていると、本当にこの部分がすごく大事なことなのだなと思っていましたので、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかによろしいでしょうか。それでは12番に移りたいと思います。事務局さんよろしくお願いいたします。

事務局

No.12 でございます。こちらの方は施策シート 24 ページのNo.23 でございます。市民による放射線量の測定、こちらに関しまして、異常な放射線量の値が出た事例がこれまであったのでしょうかとのご質問でございます。環境保全課から回答をお願いいたします。

環境保全課

市民による放射線量の測定につきまして、簡易型の測定器を平成 24 年 2 月から平成 31 年 3 月までの間に累計 130 件貸し出しを行っております。ここ数年は年間数件ほどしか貸し出しがない状況ではございますが、これまで異常線量値が出たという事例はございませんでした。

委員長

はい、ありがとうございます。B 委員、よろしいですか。

B 委員

はい、ありがとうございます。

委員長

それでは次のページ 13 番に移ります。事務局さんよろしくお願いいたします。

事務局

No.13 でございます。施策シートの 22 ページから 24 ページにかけて記載のあります、水浴場の放射線物質測定、市庁敷地内放射線量モニタリングと公表、水産物の放射性物質濃度の測定、学校給食用食材の放射性物質検査、これらに関する公表について、市のホームページ以外の紙媒体での周知状況のご質問になります。環境保全課、水産事務所、学校教育課のほうからそれぞれ回答をお願いいたします。

環境保全課

環境保全課から①水浴場の放射線物質測定と②市庁敷地内放射線量モニタリングと公表についてお答えします。①水浴場の放射線物質測定につきましては、市のホームページのみで公開をしております。これは最新の調査結果でございます。また、前年度までの調査結果につきましては、環境政策課で作成しております八戸の環境という冊子で公開しております。②市庁敷地内放射線量モニタリングと公表についてでございますけれども、こちらにつきましては、本館 1 階ロビーのミニ山車があるところ、そこに装置がございまして、そこで表示で確認できる状況のほか、市のホームページで公開している状況でございます。

水産事務所

水産事務所からは③水産物の放射性物質濃度の測定について回答をいたしたいと思います。水産物の放射性物質濃度の測定の検査結果の公表について、紙媒体での公表はしてございません。なお、市場関係者及び関係機関、具体的には卸売業者とか仲買人の組合の代表であったり、関係機関というのは県とか県の出先だとかにつきましては、検査結果を FAX でお知らせしてございます。あと付け足すところだと、卸売業者さんにおいては、うちで流した FAX の情報をコピーして事務所のほうに備え付けておりました、買受人さんたちが必要であればそのコピーをいただいでいくという流れになってございます。あとは Be-FM において毎週金曜日、農業水産情報のコーナーというのがございまして、1日3回、放送していただいております。

学校教育課

④学校給食用食材の放射性物質検査についてお答え申し上げます。検査結果自体は市のホームページでの公表としておりますが、保護者向けに毎月配付しております献立のお知らせというものに、放射性物質の検査結果を市のホームページで公表していることを記載しております。ちなみに、こちらの学校給食用食材に関する検査ですが、平成24年8月からこれまで約6年半行っておりますが、幸いなところこれまで一度も安全基準以下云々ということではなくて、そもそも検出されたことが一度もございません。

委員長

ありがとうございました。A委員、よろしいでしょうか。質問は以上でしたが、ほかにご質問のある方はございませんか。ないようですので、続いて意見に移りたいと思います。2つばかりありますので、最初に14番についてよろしく願いいたします。

事務局

意見のNo.14でございます。こちらの方は施策シート25ページの施策を取り巻く課題や論点からの意見になります。内容でございますが、医療体制整備等は着実に進んでいる。地域の人々が生活を送る上で安全安心な環境を維持願いたいとの意見でございます。総合保健センター推進室からコメントをお願いいたします。

総合保健センター推進室

地域の医療につきましては総合保健センター推進室の所管ということで、私のほうからコメントさせていただきたいと思います。まずはありがとうございます。当市は市民病院のほか中核病院として日赤病院、労災病院がございまして、こちらの病院さんのご協力、また医師会をはじめとする関係団体さんにご協力いただきまして、今後ともいろいろ課題はございますけれども、医療体制の整備に努めてまいりたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。B委員、よろしいでしょうか。

B委員

はい、ありがとうございます。

委員長

これについては私のほうからも意見を申し上げたいのですが、他の地域では八戸の医療体制の認知度が非常に高く、特にマスコミ等でも昨今ドクターヘリの問題とかいろいろ取り上げられていて、非常に充実しているなとうらやましがられておりますので、緊急時あるいは災害時に限らず、日常の市民生活の市民の安心度が上がってきているなと思っておりますので、是非ともこれを推進していただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは続いて15番に移りたいと思います。事務局さんよろしくお願ひいたします。

事務局

意見の15番でございます。内容でございますが、ハード面が復旧しつつあり、これからは心の健康維持など、目に見えない部分のケアが重要となってくる。今後も子どもの心のケアに関する相談や被災者の心身の健康支援に関する事業に取り組んでいただきたいとのご意見でございます。子どもの心のケアに関する相談についてはこども支援センターから、心と体の健康支援については健康づくり推進課からコメントをお願いいたします。

こども支援センター

まずはご意見ありがとうございました。こども支援センターでは、心のケア学習会の開催や相談窓口の設置等によりまして、震災後の子どもたちの状況を把握いたしまして、状態が深刻化する前に対応できるよう努めてきております。また、心のケアに関しましてはリーフレットを発行いたしまして、教職員、保護者へ心のケアの必要性を周知し、早期の気付きを促しております。今後も早期の気付きと適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

健康づくり推進課

市では震災当初から、公営住宅入居者世帯、全壊・大規模半壊世帯の方へ、保健師・看護師等が訪問等による心身の健康支援を継続的に実施し、また、被災者や一般市民を対象として、庁内健康相談、電話相談、家庭訪問等にも随時対応しているところでございます。また、庁内関係課による東日本大震災被災者支援の情報交換会を開催し、情報共有及び支援に役立てており、今年度も引き続き開催することとしております。

委員長

ありがとうございました。C委員、いかがでしょうか。

C 委員

連携の強化という言葉に対して少し敏感になっているのですが、本当に連携というものの大事さともっと強く連携していただきたいなということを強く思います。

委員長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。その他、ご意見ございませんでしょうか。それでは案件 1 についての審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

案件 2 「4. 防災力の強化」について

(1) 防災体制の強化

委員長

続いて案件 2、防災力の強化について審議してまいりたいと思いますので、担当課の皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。(1) 防災体制の強化から確認してまいります。事前質問の内容についてのご説明をよろしくお願ひいたします。

事務局

はい。資料 5 の 8 ページからが防災力の強化になります。併せてお使いになる資料として、資料 2 の前年の市民委員会の意見への対応状況と資料 4 の施策シート、防災力の強化、こちらのほうをお手元にご用意いただければと思います。

それでは、(1) 防災体制の強化に入らせていただきます。こちらの方は、質問を 5 つ、意見を 7 ついただいております。まず、質問の一つ目、No.16 になります。こちらは、資料 2 の意見への対応状況 5 ページの No.15 に関連するものでございます。意見の内容ですが、施設福祉避難所における避難訓練の実施状況や施設が抱える課題等の把握に努め、課題解決に向けた具体的な支援を検討する必要があるとの意見です。質問の内容ですが、施設福祉避難所における避難訓練の際、市の担当課やアドバイザーのような専門職の方の立ち合いがされているのか。アンケートの実施よりも立ち合いを行って実際に見た上でアドバイスを提案するほうが重要である。立ち合いを行って実際に見ることで課題などが見えてくるのではないのでしょうか、とのご質問でございます。福祉政策課から回答をお願ひいたします。

福祉政策課

まず現状におきまして、施設福祉避難所における独自の避難訓練には、市の担当課ですとかアドバイザー等の専門職の方の立ち合いは行ってはございません。施設福祉避難所に指定しております民間の社会福祉施設等、現時点で 72 施設ございますけれども、それらすべての施設の避難訓練へ立ち会うことはちょっと現状では難しいと考えております。しかしながら、災害時において実効性のある施設福祉避難所の受入及び運営ができますよう、施設福祉避難所の独自の避難訓練への立ち合い及びアドバイスの提案につきましては、今後の課題で

あると捉えておりますので、実施方法等については検討してまいりたいと思っております。また、昨年度の本委員会においてご意見いただきました、施設福祉避難所における避難訓練の実施状況ですとか施設が抱える課題等の把握につきましては、ご意見への回答にありますとおり、アンケートの実施等を行いまして、併せて検討してまいりたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございます。C委員、いかがでしょうか。

C委員

単純に思っただけなのですけれど、アンケートを取る前にもし何かあった時にどうするのという部分があったのでこういう質問をしてみました。専門職の人たちを派遣して見ていただければ、おのずとアンケートを取る以前に問題が出てくるのではないかという単純な、見ていない人間が言うのもあれなのですけれども、こういうことって時間をもったいないのではないかと感じたものですから。

委員長

その点についてはいかがですか。人手の問題もあろうかと思うのですが。

C委員

確かに、今72施設と伺って。

福祉政策課

確かにおっしゃるとおり、現場に行ってその場でいろいろな問題が出てきてその中で問題を把握して解決できるのが一番よろしいかと思うのですが、例えば今回の訓練では出なかったことがもしかしたらあるかもしれないですし、施設ごとには毎年必ず避難訓練はやっておりますので、ある程度蓄積と言いますか、問題点はご本人たちが施設ごとにわかっているという所もあると思いますので、いったん全体から吸い上げて出てきた問題点に向かって検討をしていきたいこともありまして、こういう回答になりました。

C委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

これについては、私も福祉施設の方々を存じ上げていますが、訓練の際に、消防署さんのほうからある程度の指導を受けてやっておられます。ですから、二重になるのかもしれませんが、消防署さんがある程度専門の立場からいろいろチェックをしたりご指導なさっているようですので、それでとりあえずいいのかなと気がしておりますけれども、私が答えて申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。

C 委員

はい。

委員長

続いて17番でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局

No.17です。資料2の意見への対応状況、6ページのNo.20になります。意見の内容ですが、災害発生時の情報収集や連絡手段としてのほか、訪日外国人旅行客の通信手段としても必要性が高いフリーWi-Fi、公衆無線LANについて、防災と観光の両面から一体的に推進し、一部公共施設や観光施設にとどまらず全市的に整備する必要があるとの意見でございます。これにつきまして、現在の整備状況と、その周知方法についてのご質問でございます。こちらは防災危機管理課、観光課、情報システム課、複数の課が関連いたしますが、情報システム課から回答のほうお願ひいたします。

情報システム課

現在の整備状況でございますけれども、市の管理する公共施設52か所に整備してございます。内訳といたしましては、市内の避難所でございます地区公民館24か所、はっち、マチニワ等の文化観光施設14か所、それ以外の施設14か所という形になっております。また、その他に災害時のみ使える公衆無線LANという形で、中心街の小中学校及び高等学校のほうに5か所整備してございます。周知の方法についてですが、主に市のホームページで周知してございます。

委員長

ありがとうございます。私から追加の質問で大変申し訳ないのですが、ご存知のように無線LANについてはいろんなニーズがあって、横断的に防災以外にも観光も含めあろうかと思うのですが、市全体として無線LANの整備についてはどの辺までやろうとしているのかということと、現在の整備状況はそのうちの何割くらいまで整備しているのかという指針はお持ちでしょうか。

情報システム課

市全体の整備に関わる部分ですが、各部門のほうでどのようなものが必要かアンケートを過去2回ほど各施設のほうに照会しております。来た中では、やはり普段使いの中で極端な話、設置しても有効活用できるお客様がいらっしゃる方が少ないということが順位、優先度が下がっていくのかなと考えてございます。要望があるものでは残り49か所くらいが未整備という形になってございますが、本当に整備するコストに見合ったものがあるかどうかを検討しながら進めさせていただいております。毎年2~3か所の整備は順次進めておりま

して、今年度は観光の部門という形になるかと思いますが、南郷の朝もやの館、更上閣、そちらに整備するというところで現在進めているところでございます。

委員長

わかりました。ありがとうございました。それでは、続いて 18 番に移りたいと思います。

事務局

No.18 でございます。こちらのほうは資料 4 の施策シート、4 ページの No.7 に関するものでございます。災害図上訓練の充実に関しまして、みちのく ALERT2018 について職員は何人参加したのでしょうか。できるだけ多くの職員に体験をしてもらいたいとのご質問でございます。こちらは防災危機管理課のほうから回答をお願いいたします。

防災危機管理課

みちのく ALERT でございますが、3～4 年に 1 回の頻度で陸上自衛隊東北方面隊が自治体や関係機関と連携して実施する災害対応訓練でございまして、みちのく ALERT2018 におきましては、当市から 146 名の職員が参加いたしました。今後とも、訓練の目的に合わせて参加者を計画し、できるだけ多くの職員が体験できる訓練を実施してまいりたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。C 委員、いかがでしょうか。

C 委員

参加者延べ 456 名というのは、市職員の参加が延べ 456 名だったのかなと勘違いしてまして、違うのですね。全参加者の延べ人数ということですね。

防災危機管理課

はい。

委員長

よろしいですか。

C 委員

これだけの人数が参加してくれているのであればすごいなと思ったのですが、延べ人数というと 1～5 回やったもののうち、5 回参加したら延べ 5 人になるということですね。

委員長

評価としてはよろしいということでもいいですか。

C委員

はい。

委員長

続いて19番に移ります。よろしく願いいたします。

事務局

No.19でございます。こちらのほうは施策シート6ページのNo.13 備蓄品目及び備蓄数の検証充実に関するご質問でございます。質問の内容でございますが、備蓄品の賞味期限品の取扱方法についてのご質問です。防災危機管理課から回答お願いいたします。

防災危機管理課

賞味期限が差し迫った食料の備蓄品については、市民の防災意識向上に資するよう、市総合防災訓練や一般市民向け防災研修会の場で参加者の方々に配布するなど有効に活用させていただいているところでございます。また、追加の回答になりますけれども、青森県におきましては、平成30年3月に青森県災害備蓄指針というものを策定したところでございます。県ではこの指針を踏まえまして、具体的に備蓄を進めるための備蓄整備計画を現在策定中でございます。市といたしましては、県の策定する計画を踏まえまして、市の備蓄計画を策定し、県と連携しながら公的備蓄の整備を進めてまいりたいと考えております。市の備蓄計画の策定に当たりましては、賞味期限が迫った備蓄物資の活用策につきましても検討させていただき予定でございます。

委員長

ありがとうございました。これについては私からお答えをいただいたものに意見を申し上げたいと思うのですが、今私が所属している団体でやっているのが、県のこども未来課さんからもいろいろいただきまして、いわゆる苦しんでいる家庭のお子さん方の問題ですけれども、フードドライブとフードバンクというものをやっております。2、3年前から非常に脚光を浴びてきていますが、県内各地から八戸に集まってきた物資がもったいないと思っております。弘前地区とか下北地区とかブロックごとに拠点を設けて物流のネットワークを作るべきだと提案させていただいて、県のほうでも検討していただいております。昨年、縁があって市内県立高校の教頭先生から依頼を受けました。昼休み時間になるといなくなる生徒がいるんですよ。ひとり親家庭で非常に家庭が荒れていて、お子さんには小遣い程度のものしかあげられていない。昼食を食べられない。交通費だけで精いっぱい。定期券も買えないという状況が家庭訪問する中で分かったということなので、ライフラインを止められているんですね。たまたまインスタントラーメンがあったものですから1ケース差し上げて、またそのあと1ケース差し上げました。今年の春、その教頭先生からお電話いただきまして、親に見捨てられていたと。そして社会にも見捨てられていたと思っていたらしいのです

が、そのインスタントラーメンをいただいたことで見捨てられていなかったのだということで、勉強の意欲が出てきたということで、親から自立したいということで北海道に進学して、おじいさんを頼って元気に卒業しましたということを知りました。この間、備蓄品を拝見して、火を使わなくてもできる、ライフラインを止められると色々な食品を調理することもできないんですね。ですので、そういう方面にもぜひ目を向けていただけないかなというご提案です。特に防災については、備蓄のものは大きな災害がなければ消費できないわけですよ。ストックしたものが計画的に見えてくるんです。それを必要とする人たちに計画的に周知することによって助けになるのではないかと考えたものですから、一度計画の中でそういう余地があるかどうか、特に教育機関ともご相談いただいてご検討いただければありがたいかと、提案でございました。よろしく申し上げます。それでは次に移りたいと思います。20番でございます。

事務局

No.20番でございます。施策シートの14ページ、施策を取り巻く課題や論点からのご質問でございます。海や河川から遠いところにいる市民や企業の中には、防災に関する意識・関心が薄いようなところもあると伺える。防災に関して更なる関心を持ってもらうような訓練参加や日常的な催し物のPRなどの例、あるいは情報発信の手段について教えていただきたいのご質問でございます。こちらも防災危機管理課から回答をお願いいたします。

防災危機管理課

市では11月5日の津波防災の日と3月11日の東日本大震災に合わせまして、毎年一週間程度の写真展を実施しておりますほか、広報はちのへやBe-FM発刊のタイムテーブルへ年4回防災に関する記事を掲載させていただいております。また、各自主防災組織が企画して防災訓練や研修会などを実施しており、市のツイッターやフェイスブックで周知しているものもございますが、ポスター・チラシ、市のホームページのほか、市庁本館と市内商業施設に設置しておりますデジタルサイネージを活用し、より多くの市民へ情報を発信できるように努めているところでございます。

委員長

ありがとうございました。A委員、いかがでしょうか。

A委員

ありがとうございました。

委員長

その他ご質問ございませんでしょうか。なければ意見のほうに移りたいと思います。21番よろしくようお願いいたします。

事務局

意見の21番でございます。資料2の意見への対応状況、6ページのNo.20になります。こちらの意見ですが、フリーWi-Fiの整備についての各課からの回答についてのご意見でございます。意見の内容でございますが、回答や対応状況についてずれが見られる。担当課の横の連携を図り、実施につなげていただきたいとの意見でございます。

こちらの意見の前段、回答や対応状況についてずれが見られるにつきましては、事務局から先にご説明させていただき、そのあと、後段の担当課の横の連携につきましては、担当課のほうからコメントさせていただきます。

まず、前段の回答や対応状況にずれが見られるについてですが、本日、配付いたしました差し替え資料をご覧ください。資料2、市民委員会意見への対応状況4.防災力の強化及び共通事項の6ページでございます。修正箇所は6ページのNo.20、フリーWi-Fiに対する意見の対応状況欄、○を記載している欄でございますが、差し替え後の資料では防災危機管理課の回答は○、観光課、情報システム課についても○と記載しております。変更前は防災危機管理課が○、観光課は△、情報システム課は○と記載してございました。こちらにつきましては、今日、欠席しておりますが、D委員からのご指摘で、回答や対応状況にずれが見られるというご意見をいただきまして、改めて観光課、情報システム課の取組状況、あるいは資料の記載内容、こちらの方を確認しました結果、観光課の対応状況につきましては、意見を参考に検討段階というのが△でございますが、△ではなくて、意見を踏まえ対応に努めているということで○に修正させていただいたものでございます。修正理由でございますが、観光課の対応内容に記載のある今後も国・県等の補助等を活用し、必要に応じて整備を進めてまいります。この趣旨でございますが、情報システム課が本年度整備する観光施設の2か所とは別に、今後、国・県等の補助を活用して必要に応じて整備を進めてまいりますという答えでございましたので、○に修正させていただいたところでございます。なお、D委員には資料の差し替えについては連絡をいたしまして、了承をいただいているところでございます。

最後になりますが、資料作成時の事務局の確認漏れでございましたので、お詫び申し上げます。

次に、後段の担当課の横の連携につきまして情報システム課からコメントをいたします。

情報システム課

今回、庁内の連携不足ということをご指摘いただいておりますが、できるだけ庁内と連携を図りながらWi-Fiの整備を進めていく予定でございます。先ほど52か所とご説明いたしましたけれども、53か所目といたしまして、みなと体験学習館、こちらの方がオープンすると53か所になります。こちらのほうは都市整備部のほうでやっておりますけれども、そういうところとも随時情報共有を図りながら進めているところでございます。今後も庁内の連携を図りながら進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

意見を出されたD委員には事前に了承を得ていたということですので、他の委員の方々いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて22番に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

No.22でございます。資料4の施策シート、3ページのNo.5になります。津波ハザードマップの改訂に関してでございますが、ホームページで公開している地理情報システムについて市民の活用が進むような周知を実施してほしいという意見でございます。防災危機管理課からコメントをお願いいたします。

防災危機管理課

八戸市公開地理情報システムについては、毎年全戸配布されております防災タウンページへの掲載など、市民の活用が進むよう周知に努めてまいりたいと考えております。なお、追加のご説明になりますが、今年度、市のホームページサーバの更新が予定されておまして、これに合わせて、ほっとスルメールアプリとこちらの八戸市公開地理情報システムの連携について現在検討させていただいているところでございます。

委員長

E委員が今回ご欠席ですので、他の委員の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて23番に移りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局

No.23でございます。施策シート5ページのNo.8、事業所における防災訓練の充実に関してでございます。民間事業所における防火訓練の実施率向上のため、継続的な取組をお願いしたいとのご意見でございます。防災危機管理課からコメントをお願いいたします。

防災危機管理課

消防法によりまして防火管理者を置くこととされている事業者につきましては、消火・通報・避難訓練をすることとなっております。訓練実施時や査察の際、消防署員が外向き様々な指導、助言を行っているところでございます。市といたしましては、消防本部と連携しながら防災に関する講話やチラシ配付を行うなど、実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。E委員は欠席ですが、他に委員の方々はいかがでしょうか。私からですが、防災危機管理課さんとしては実施率、消火訓練が58.8%、避難訓練が60.4%ということなのですが、大体他の自治体と比較してどれくらいの実施率なのか、ち

よつと見解を教えていただけますか。

防災危機管理課

申し訳ございません。他都市の率は手元に把握してございませんが、この数値は消防本部のほうからお伺いしたものでございますけれども、他都市においてもいわゆる実施しないことによる罰則というのが法律上定められていないということもありまして、また、自治体ごとの職員体制という部分もあるかと思われまますけれども、そんなに高くないと聞いてございます。

委員長

高くないというのは低いということでしょうか。

防災危機管理課

正確な数字は把握してございませんでした。

委員長

事業所の意識の問題だろうということだと思いますが、E委員も毎回同じようなことで、震災の時もいろいろなことを経験されて、是非すべきだということをおっしゃっていましたので、引き続き強化に取り組んでいただきたいというのがE委員のご意見だと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは次、10ページの24番、よろしくお願いいたします。

事務局

No.24 でございます。施策シート 6 ページのNo.12、小・中学校における防災体制の強化に関しまして、災害発生時に通学路において倒壊可能性のあるブロック塀や危険箇所が存在するかの洗い出しなど、安全確保のための再点検をお願いしたいとのご意見でございます。教育指導課からコメントをお願いいたします。

教育指導課

各小・中学校では、児童生徒の安全確保のために、毎年、通学路の安全点検を行っております。通学路における危険箇所の把握と児童生徒への安全指導にも努めているところです。今年度も、倒壊の可能性のあるブロック塀などの危険箇所の点検を含めた、防災と防犯と交通安全の観点による通学路の安全点検を各学校に依頼しておりました。その結果としては、各学校で防災等の観点を含めた地域の安全マップにより、ここのブロック塀は倒壊する可能性がありますという所等を赤く塗るなどして、各学校でしっかりと危険箇所の把握しております。ただし、把握した危険箇所については、一般の民家であったり、子どもと関わるところの建物であったりということもありますので、十分プライバシーに配慮しながら安全指導を行うよう学校に通知しております。そして今後も、各学校で家庭や地域諸団体、関係機関等との連携を図った通学路の安全点検を実施し通学路の安全確保に努めてまいります。さ

らに地域学校連携協議会という地域の方々が集まる会議が各学校にはございます。その場で危険箇所等の把握、危険箇所等について情報共有を行い、地域と連携、協働して、通学路の安全確保に努めるよう各学校に依頼をしているところでございます。

委員長

ありがとうございます。これにつきまして、他の委員の皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは次の25番に移りたいと思います。

事務局

No.25、施策シートの12ページNo.28でございます。小・中学校における防災教育の推進に関しまして、小中学生の時期から防災教育は大変重要である。保護者も交え、防災ノートを中心に活用し教育内容の充実を図っていくべきであるとのご意見でございます。こちらも教育指導課のほうからコメントをお願いいたします。

教育指導課

各小・中学校では、避難訓練や防災教室において防災ノートを活用し、防災教育の充実を図っております。また、気象警報発令時に家庭へ配布する文書に防災ノートの記事を掲載して、子どもたちや家庭へ具体的に注意喚起している学校もあります。

今後も学校訪問や研修会等を通じて、家庭と連携を図った防災ノートの効果的な活用方法について先生方にも周知し、研修を深めていくとともに、家庭でも防災について話し合う機会が設けられるよう、防災ノートを定期的に持ち帰らせ、しっかりと家庭で活用できるように学校に依頼し、家庭の防災力の向上を図っていきたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。委員の皆様方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて11ページに移りたいと思います。26番お願いいたします。

事務局

No.26でございます。施策シートは同じページのNo.28になります。小・中学校における防災教育の推進に関してでございますが、家庭での着火・消火の経験がない、火を見たことがない子どもが増えてきている。防災や減災、火事等の二次災害を防ぐにあたっては不安や危機感がある。防災訓練をはじめとし、学校や家庭生活で火についての教育が必要であるとの意見でございます。こちらについては、まず教育指導課からコメントをお願いいたします。

教育指導課

各小・中学校では、家庭での火の取り扱い等について、夏休みや冬休みの前に児童生徒への具体的な安全指導を行うとともに、保護者へも文書を配布して注意喚起しております。また、長期休業以外にも連休前や週末にも子どもたちに口頭で指導し、火の取り扱いについて

注意喚起をしております。また、理科の実験や家庭科の調理実習において火の取り扱いについての指導をしています。さらに、火災を想定した避難訓練で、地域の消防署の協力を得て児童生徒の消火訓練を実施しているケースもあります。今後も火の取り扱いをはじめとした防災に関する指導について、家庭や地域諸団体、関係機関等とも連携を図りながら防災教育の充実に努めてまいります。

事務局

続きまして、防災危機管理課からコメントをお願いいたします。

防災危機管理課

教育指導課所管の八戸市小・中学校防災教室支援事業において、学校からの依頼内容に応じまして防災危機管理課から防災教室の講師を派遣しており、その際に八戸市防災ノートを活用した防災教室を実施しております。昨年度におきましては小学校の4校で実施させていただいております。防災ノートは自分の命は自分で守ることを第一に、家族を含めた大人たちの防災意識を高めることも必要であるとのコンセプトで策定されておりまして、子どもと保護者が防災について一緒に考えることにクローズアップした内容に心掛けながら、引き続き防災講話を実施してまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。26番について委員の皆様からご意見ないでしょうか。よろしいですか。それでは続いて27番に移りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局

No.27でございます。こちらの方は施策シートの14ページ、施策を取り巻く課題や論点からのご意見でございます。防災・災害時応急等の体制整備が進んできている。地震の際に子どもたちの避難行動が地域住民の迅速な動きの契機になった例もある。子どもに対する教育は、次世代を担う際に新しい知識と意欲溢れる社会には必須なものであり、被災に対して毅然と立ち向かう強靭さを育てる意味でも大切となる子どもの教育について、継続した合理的な育成をお願いしたいとのご意見でございます。教育指導課からコメントをお願いいたします。

教育指導課

25番、26番にも出てきていますが、防災ノートを活用して各学校で防災について知識として学んできておりますが、委員ご指摘のとおり、今後は具体的な避難行動に関することがさらに大事になってきます。そこで、各学校では、地域安全マップの作成や地域の避難所の確認など、保護者や地域住民の協力を得ながら、児童生徒が主体的に取り組む防災学習を推進しております。また、連合町内会や地域の自主防災会が主催する地域防災訓練等に参加している学校もございます。その際、学校が避難所となることを想定し、避難所での行動につ

いて、児童生徒に具体的に考えさせる実践的な訓練等を実施しているケースもあります。今後も、児童生徒の自助、公助、共助の精神を育むとともに、地域住民と連携した避難訓練等の実施を推進していきたいと考えております。

委員長

ありがとうございます。B委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

B委員

はい、了解いたしました。

(2)水・エネルギー対策の充実

委員長

それでは(1)を終了いたしまして、(2)水・エネルギー対策の充実に関しまして、ここは意見が出ているようですので、28番についてよろしく願いいたします。

事務局

(2)水・エネルギー対策の充実について、No.28になります。八戸市は火力発電、LNG、太陽光、バイオマス発電などエネルギーに関わる産業が集積しており、これを有効利用することは地域にとって大きな意義がある。この取組を産官が連携して進めていくことが肝要である。日本のエネルギー問題として、エネルギーコストはますます重要な課題になっているほか、世界のCO2排出量も増加してきており、環境・温暖化への影響が取り沙汰されております。インテリジェントな八戸市実現にはエネルギー情報利活用が求められることから、国が進めるスマートコミュニティ施策のもと、集中電源、分散電源、蓄電池を統合化した新しいエネルギーネットワークづくりの検討を希望するとのご意見でございます。こちらについては産業労政課からコメントをお願いいたします。

産業労政課

産業労政課では企業誘致に関すること、環境エネルギー産業の創出という分野を所管しておりますので、そういう立場からお答え申し上げます。我々企業誘致にあたっては、地域経済に及ぶ波及効果のほか、今後大きな成長が見込まれる産業分野の企業を想定しております。具体的には環境エネルギー分野の企業も想定の中に入っております。近年の例で申し上げますと、環境エネルギー分野の誘致企業として、平成27年度に八戸ポートアイランドでLNGターミナルの操業が開始されております。また、再生可能エネルギーである木質バイオマス発電所が相次いで立地し、昨年度1社が、今年度中にはもう1社が運転開始の見込みになっており、当市は多様なエネルギーの供給拠点となっております。また、原料の燃焼で排出される二酸化炭素、いわゆるエネルギー起源の二酸化炭素ですけれども、この二酸化炭素の排出抑制のために、エネルギーシステム転換支援事業によって太陽光や天然ガスといった石

油代替エネルギーへ切り替える経費の一部を助成することで、環境負荷の低減に配慮した企業経営への転換を促しております。なお、委員ご指摘のスマートコミュニティ施策におけるエネルギーネットワークづくりについては、当課といたしましては、国のエネルギー政策の動向等に今後留意するほか、環境負荷の低減の取組が地域経済へ好循環を出す事例についてもアンテナを張りながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

事務局

環境政策課からコメントをお願いします。

環境政策課

当課ではこれまで、住宅用太陽光発電システム導入事業や学校公民館などの公共施設の太陽光発電システム及び蓄電池の導入などを実施し、再生可能エネルギーの利用促進に努めてまいりました。今後は当市の持つ多様なエネルギー資源の有効活用について、各種勉強会への参加や国の施策、他自治体の取組を参考にしながら、省エネや地球温暖化などの環境面、防災や減災、地域振興の観点から研究してまいりたいと考えております。

委員長

よろしいですか。

B委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長

関連して私から意見というか質問も含めて、最近私どもの団体では、県内の施設あるいは事業所関係の省エネルギーの診断その他をやっている中で、非常に効果があるなというのはガスヒートポンプなんですね。効率が良くなって性能も良くなってきております。これについて市のほうでは防災面、特に停電の際、冷房も暖房もどちらも対応可能ですし、環境面でもCO₂の排出も含めてかなり有効という評価になっておりますので、ぜひ施設の機器の入れ替えの際には、最新のガスヒートポンプ、国内メーカーいろんなものが出ておりますので、特に防災の観点からいきますと、停電でも1週間から10日間くらい可能な性能の良いものが最近出ておりますので、ご検討いただきたいと思います。これは防災危機管理課さんのほうなのか環境政策課さんのほうかどちらかわかりませんが、一緒に研究していただければありがたいなと思いますのでよろしくをお願いします。それでは(2)についてはよろしいでしょうか。

(3) 災害に強い地域づくり

委員長

それでは(3)災害に強い地域づくりに移ります。29番お願いします。

事務局

質問のNo.29でございます。施策シートの26ページNo.15でございます。屋内スケート場の建設について、これに関しまして完成後のランニングコストについてのご質問でございます。屋内スケート場建設推進室から回答お願いいたします。

屋内スケート場建設推進室

今年度の屋内スケート場のランニングコストでございますが、完成後この7月から来年3月までの9ヶ月分の経費ですが、光熱水費や消耗品費等の需用費として約1億円、清掃業務や設備の保守点検などの施設維持管理業務委託料として約6千万円、その他通信運搬費や機械借上料などで約400万円程度を見込んでおまして、合計1億6千4百万円と試算しております。

委員長

ありがとうございます。私からの質問なので追加でちょっと質問させていただきますが、光熱水費は建設の段階でかなり省エネルギーとかそういったものに配慮した施設になっているのでかなり軽減されていると思うのですが、今のご説明は9か月分ということですが、1年間、その後のことについては、これに3か月分上乘せになるという考え方でよろしいでしょうか。

屋内スケート場建設推進室

1年間の試算につきましてはコンサル会社に試算を依頼しておりましたが、光熱水費、委託料だけで2億円を超える額で試算額が出ておりますので、もっとやっつけばどんどんこれらは低減されるものと考えております。

委員長

2億円の財源は市の自主財源でしたか。

屋内スケート場建設推進室

自主財源でございます。

委員長

単独ですか。

屋内スケート場建設推進室

はい。

委員長

ありがとうございました。ほかになければ30番に移りたいと思います。

事務局

No.30でございます。施策シートの28ページ、施策を取り巻く課題や論点からのご質問でございます。大型施設整備が進められていますが、市民が気軽に利用できる公園や小型施設が少ないように思われます。冬季でも利用できる施設を教えてくださいとのご質問でございます。公園緑地課から回答をお願いします。

公園緑地課

冬季でも使える施設ということで、八戸公園という大きな公園がございますけれども、その中には、三八五・こども館という施設がございます。そちらのほうでは子ども向けの室内遊具、巨大なジャイアントスパイダーネット、建物の中が全部ほとんどロープと申しますか網状になっている遊具がございます。そういったものとか、子ども用のフリークライミングの施設がございます。そちらのほうは通年利用できるということでございまして、公園のほうではそういう施設がございます。

事務局

続きまして、スポーツ振興課から回答をお願いします。

スポーツ振興課

市民が気軽に利用できる、冬季でも利用できる、また、屋内施設で簡単な手続で個人利用できるという観点から、年間を通じてスポーツを楽しむという施設をいくつか紹介させていただきます。市内にはトレーニング室が5か所ございます。また、温水プール、卓球室、体育室、屋内スケートリンクなどがあります。なお、トレーニング室等につきましては、一般では100円で利用できますし、また、南郷においては50円でトレーニング室を利用できる状況となっております。

委員長

ありがとうございました。A委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ほかになければ意見のほうに進みたいと思います。よろしいですか。それでは意見のほうで31番、よろしくをお願いします。

事務局

意見の31番でございます。施策シートの28ページ、施策を取りまく課題や論点からのご意見でございます。2020年度までの八戸市復興計画に加え、災害に対し強靱な地域を作り上げるための指針となる八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画が策定されていることか

ら、今後の継続的な取組をお願いしたいとのご意見でございます。防災危機管理課からコメントをお願いします。

防災危機管理課

平成31年3月に八戸圏域8市町村が合同で策定いたしました八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画では、市町村ごとに事前防災・減災対策を取りまとめておりますほか、8市町村が連携して取り組む項目につきましても記載させていただいております。計画期間の初年度となる令和元年度以降は、本市における対策を着実に進めるとともに、圏域全体の強靱化を図るため、引き続き8市町村が協議する会議等により、進捗状況等を把握しながら本計画に基づく取組を推進してまいりたいと考えてございます。

委員長

はい、ありがとうございました。B委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の14ページに移りたいと思います。その他の意見です。32番をお願いいたします。

事務局

その他の意見、No.32でございます。屋内スケート場の長根公園駐車場の有料化については、様々な反対意見や再考を求める声が上がっています。長根公園の利用が地域スポーツの振興によるまちの活力創出につながるという視点をもって、駐車場料金のあり方を早急に検討し、市民に対して周知することが必要であることのご意見でございます。こちらについては屋内スケート場建設推進室からコメントをお願いいたします。

屋内スケート場建設推進室

長根公園の駐車場有料化につきましては、この公園が中心市街地に隣接するという立地状況の特殊性や駐車場使用台数の増加等により、沿線道路の渋滞発生により市民生活の停滞等も招く恐れを考慮し、その渋滞緩和策として有料化を検討してきたところでございます。具体的な対策といたしまして、これまで定期的に公園内の体育施設を利用してこられた方々につきましては、利便性確保のために平常時は無料措置とすることとし、また送迎の保護者及び公園内散策等の利便性確保のため、最初の1時間も無料とする計画で、有料対象者はそれ以外の方と、大会やイベント時の観客を対象とするものでございました。しかしながら、これまで無料で利用できていた施設であることから、市民の皆様から様々なご意見をいただき、先の6月市議会でも取り上げられ、議員の皆様とも協議してまいりました。このことを受けまして、市では、今後とも市民や関係団体の意見を聞く機会を設けてそれぞれの立場の意見を集約するとともに、10月に開催される大会等の状況を参考にしながら、再度料金体系のあり方等を含め、内容を検討して参りたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。A委員、いかがですか。よろしいですか。私から質問で

すが、これは10月を参考にしてということですが、最終的な案についてはいつ頃決定される予定ですか。

屋内スケート場建設推進室

例えば機械を設置することになりますと、機械はオーダーメイドだそうで、発注してから設置まで3か月を要することから、大体11月末くらいがリミットかなと考えておりましたので、それまでにいろいろ検討して取りまとめたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。33番、お願いいたします。

事務局

33番のご意見でございます。山形県沖の震災のテレビ報道の中で、経験から学びが良いほうに動けばよいが、逆に、前がこうだったから避難しなくとも大丈夫という学びが働き大変だったという話があった。二つとして同じ災害はないということ、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る自助をしっかりと自覚するようにならないと本当の復興とは言えない。一番大切な自分の命は自分で守る運動を展開していく必要があるとのご意見でございます。防災危機管理課からコメントをお願いいたします。

防災危機管理課

市では、市民防災研修会、市内商業施設で開催している防災イベントへの参加、自主防災組織への支援・協力、地区の防災訓練へ職員を派遣し防災講話を実施する等、市民一人ひとりが防災意識を持って日頃から対策に取り組めるよう、様々な機会を捉えて防災に関する情報を発信しているところでございます。今後も、市民のさらなる防災意識の向上を図るため、引き続き防災に関する情報発信を行うとともに、自助について市民が自覚して取り組めるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

類家委員長

ありがとうございました。C委員、いかがでしょうか。

C委員

よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。事前のものについては以上でございますが、全体を通してお気づきになった点、追加したいご意見等がございましたらご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではよろしいようですので、以上で、本日の案件を終了したいと思います。

4. その他

委員長

次に、その他として事務局の連絡はありますか。

事務局

事務局からの連絡でございますが、次回、第3回市民委員会は、8月5日月曜日の午後2時から午後4時までを予定しております。後日、事務局から開催案内を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長

他になければこれで終了し、司会の方へお返ししたいと思います。

5. 閉 会

司会

これをもちまして、第2回八戸市復興計画推進市民委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。